

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	港湾法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第253号)
規制の名称	技術基準対象施設として、移動式荷役機械(自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。)を追加(港湾法施行令第19条)
規制の区分	拡充
担当部局	港湾局技術企画課
評価実施時期	令和5年3月29日
事前評価時の想定との比較	<p>事前評価時点(平成29年7月)では、コンテナ船の大型化が急速に進展する中、我が国に寄港する国際基幹航路の維持・拡大を図るため、コンテナターミナルにおける荷役能力を向上させることが喫緊の課題となっていた。そのためには、我が国の少子高齢化や将来的な熟練労働者不足の状況を踏まえ、自動化・遠隔操作化された移動式荷役機械を導入し、荷役作業の生産性向上を実現することが必要であったが、その導入にあたり我が国の既存の狭隘なターミナルにおいては機械同士の衝突等、港湾機能に支障をきたす事態が発生することが懸念されていた。こうした機械について適合すべき技術基準を定めることにより、適切な港湾機能を確保しつつ、荷役作業の生産性の向上を実現するため、移動式荷役機械(自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。)を技術基準対象施設(一定の技術基準に適合するように建設、改良又は維持することが求められる施設)に追加した。</p> <p>事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。平成31年度から遠隔操作RTG(タイヤ式門型クレーン)及びその導入に必要となる施設の整備に必要な費用に対する補助制度(補助率1/3以内)の創設がされたこともあり、自動化・遠隔操作化された移動式荷役機械に対する導入促進の体制は更に強化されている。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	本政令が施行された平成30年4月以降、各港において遠隔操作RTG等自動化・遠隔操作化された移動式荷役機械の導入がされているところ(令和4年11月時点で稼働中:1港)、カメラやセンサーの設置、運用規程の整備等の「技術基準対応措置の実施費用」が実際に発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。なお、その具体的な額については、対象地域における自然条件、利用条件等により内容が変わるため、一律に示すことは困難である。
(行政費用)	当該規制拡充による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。
(効果)	事前評価時、コンテナターミナル運営者及び荷役機械所有者が、技術基準に則り安全かつ円滑に自動化・遠隔操作化された移動式荷役機械を運用することで、適切な港湾機能が確保され、安定的かつ円滑な港湾物流が実現されるとの効果を見込んでおり、規制により達成を目指す状況についての具体的指標として「自動化、又は遠隔操作化された移動式荷役機械の事故発生件数0件」を掲げていたところ、平成30年度(政令施行)以降に新規導入またはリプレースされた自動化・遠隔操作化RTGでの人身事故または物損事故の発生件数は0件である(関係事業者へのヒアリングによる)。よって、事前評価時の想定と内容に乖離はない。
(便益(金銭価値化))	自動化、又は遠隔操作化された移動式荷役機械の事故発生件数による効果の把握としているところ、事故の程度や事故による利用上の影響等ケースバイケースとなるため、当該規制の拡充の効果について、金銭価値化による便益の把握は困難である。
(副次的な影響及び波及的な影響)	当該規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
考察	事前評価時に想定した課題は現在も継続しており、ベースラインについても社会経済情勢等の変化による影響は生じていないため変化がなく、当該規制の拡充を継続する必要性が認められる。 当該規制の拡充において、一定の遵守費用が発生しているものの、コンテナターミナル運営者及び荷役機械所有者が、技術基準に則り安全かつ円滑に自動化・遠隔操作化された移動式荷役機械を運用することで、適切な港湾機能が確保され、安定的かつ円滑な港湾物流が実現されるとの効果をあげているところ。また、副次的な影響又は波及的な影響の発生は確認されていない。 以上により、当該措置は継続することが妥当である。
備考	